

備えて安心 77

南海地震などおこる災害への備え

消すまでは 出ない行かない 離れない

「119の日」である11月9日（金）から15日（木）までの1週間、「消すまでは、出ない行かない、離れない」を全国統一の標語として「平成24年秋の火災予防運動」が実施されます。

この運動は、空気が乾燥し、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、皆さんの火災予防への意識を高めることによって、火災の発生を防止し、死傷者の発生予防、財産の損失を防ぐことを目的としています。

皆さんも、住宅用火災警報器や消火器の設置・点検を行っていただくとともに、火を取り扱う場合には、細心の注意をお願いします。



睦焼きなどの火入れには 許可が必要です

火災などの災害を未然に防止するためには、町民の皆さんのご理解ご協力が必要不可欠です。

火を取り扱うことは、さまざまな法律で禁止され、また禁止されていなくても許可が必要な場合があります。「火入れ」についても、適切な手続きを行っていただくことで、消防署や役場が火入れに関する情報を把握することができ、万が一、火災が発生した場合、迅速な対応が可能となります。

皆さんの生命・財産を守るためにも、火入れを行う際は次の点にご注意ください。

●火入れについて

造林のための地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除、焼畑、採草地改良のために火入れを行う場合には、火入れを開始する7日前までに、役場に「火入れ許可申請書」を提出してください。

役場では、火入れ許可申請書の内容を確認し、問題がなければ「火

入れ許可証」を交付します。（火入れを行うことに問題がある場合は許可できず、火入れ許可証の交付はしません。）

提出先

- 本庁情報防災課消防防災係

☎43-2188（直通）

- 佐賀支所地域住民課

総合窓口第1係

☎55-3113（直通）

- 火災とまぎらわしい煙または火災を発するおそれのある行為について

屋外で、火災とまぎらわしい煙または火災を発するおそれのある行為をする場合には、黒潮消防署へ「火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為の届出書」を提出してください。

提出先

- 黒潮消防署 ☎55-2500

※申請書や届出書は、黒潮町役場 および黒潮消防署にあります。

必要な方は左記までご連絡ください。

住宅用火災警報器の設置はお済みですか？

火災の中で住宅火災が占める割合が多く、またそれらが就寝中に多いことを踏まえ、平成23年6月1日より住宅用火災警報器の設置が義務化されています。

火災の脅威から「生命」や「財産」を守るためにも、一日も早い設置をお願いします。

住宅用火災警報器は、寝室と、1階以外に寝室がある場合はその階の階段上へ設置してください。また義務ではありませんが、台所などへの設置もおすすめします。

